

聖籠町訓令第2号

聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準及び聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年2月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準及び聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部を改正する訓令

(聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準の一部改正)

第1条 聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準(平成11年聖籠町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「4,100円」を「4,200円」に、「6,500円」を「7,100円」に、「8,900円」を「10,000円」に、「11,300円」を「12,900円」に、「13,700円」を「15,800円」に、「16,100円」を「18,700円」に、「18,500円」を「21,600円」に、「20,900円」を「24,400円」に、「21,800円」を「26,200円」に、「22,700円」を「28,000円」に、「23,600円」を「29,800円」に、「24,500円」を「31,600円」に改める。

(聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準の一部改正)

第2条 聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準(平成17年聖籠町訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「0.63」を「0.65」に、「0.75」を「0.78」に、「0.95」を「0.99」に、「1.13」を「1.17」に、「0.32」を「0.33」に、「0.38」を「0.40」に、「0.48」を「0.50」に、「0.57」を「0.59」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。